

第3編 風水害対策計画

第 1 部 災害予防計画

第1章 災害に強い人と地域社会づくり

第2編第1部第1章「災害に強い人と地域社会づくり」(P29)に準ずるものとする。

第2章 災害に強いまちづくり

災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るとともに、災害時における都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。

都市防災機能の強化や建築物等の安全対策、水害・土砂災害等の予防対策を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

なお、本章に定めのない事項については、第2編第1部第2章「災害に強いまちづくり」(P38)に準ずるものとする。

第1節 水害予防対策の推進

〔総務部、福祉保健部、子ども家庭部、都市建設部、教育部、東京都、関係機関〕

《基本方針》

福生市、東京都及び関係機関は、台風、集中豪雨による洪水、地震に伴う河川管理施設の崩壊などの被害を未然に防止するため、水害予防対策を実施するとともに、浸水の可能性等についての情報を周知し、適切な避難ができるよう備える。

1 想定浸水区域の避難対策

福生市は、洪水・内水ハザードマップの市民への周知を図り、安全な避難対策を推進する。

洪水・内水ハザードマップの周知	洪水・内水ハザードマップの市民への周知を図り、災害時に安全な避難誘導を実施する。
避難情報の発令基準の明確化	気象情報、流域の雨量情報や多摩川の水位情報等により避難情報の発令基準を定める。

2 水害の防止

河川・水路の各管理者は、連携、協力しながら、洪水、浸水等の水害予防対策を実施する。

河川施設等の点検・整備	河川管理施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため、施設の点検・整備を行う。また、堤防ののり面等の巡視・点検を行い、予防対策を検討する。(多摩川重要水防箇所：資料-20〈P286〉参照)
雨量計・量水標の点検・整備	観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。
水防倉庫・資機材の点検・整備	応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しを行う。また、点検や応急対応のための車両を確保するとともに、資機材等の運搬のための輸送経路を確認する。
気象及び河川情報システムの活用	広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、各種情報システム等を導入し、その活用に努める。

3 総合治水対策の推進

福生市及び東京都は、大雨等による浸水を防止するため、下水道、水路の整備・改修を進めるとともに、都市化による雨水流出量の増大に対処する雨水流出抑制策、浸水被害の軽減対策を進める。

下水道施設の整備及び維持管理	降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管きょ能力の向上、河川への集中的な流出を抑制するため雨水貯留・浸透方式の改善を推進する。また、道路排水等において雨水浸透槽の予防保全型維持管理を図る。
水路施設の整備	水路の改修整備事業の実施を図るとともに、平常時から危険箇所への把握に努める。
雨水流出抑制対策	福生市雨水浸透施設設置助成金交付要綱及び福生市雨水貯留槽設置助成金交付要綱による雨水浸透施設、雨水貯留槽の設置促進を図る。
内水浸水履歴等の公表	当該地域での浸水被害を抑制するため、内水ハザードマップを用いて、集中豪雨等による冠水の履歴及びそのおそれがある箇所について周知を行う。

4 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設等は、施設利用者等の安全を確保するために、防災態勢を構築する。

なお、地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。

避難確保計画の作成及び訓練の実施	地域防災計画に位置付けられた浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市長に報告する。 また、作成した避難確保計画に基づき避難訓練を実施するほか、利用者及び職員に周知する。 これらの報告を受けた市長は、避難確保計画及び避難訓練の内容について助言・勧告することができる。
------------------	---

第2節 土砂災害予防対策の推進

〔総務部、生活環境部、都市建設部、東京都、関係機関〕

《基本方針》

福生市、東京都及び関係機関は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施するとともに、被害の可能性等についての情報を周知し、適切な避難ができるよう備える。

1 土砂災害の防止対策

平成24年3月、拝島段丘崖沿いに土砂災害警戒区域^{*1}が17か所、その内土砂災害特別警戒区域^{*2}が14か所指定された。市は、関係機関と連携してこれらの箇所において、崩壊による被害の発生防止や予防措置を講ずる。

警戒避難態勢の確立	(1) 土砂災害警戒区域等について、標識を設置し周知を図る。 (2) 土砂災害防止法に基づき東京都知事により指定を受けた土砂災害警戒区域について、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集伝達、予警報の収集伝達、避難、救助など、必要な警戒避難態勢に関する事項を定める。また、ハザードマップ等により住民への周知を図る。
避難情報の明確化	(1) 降雨量に応じた警戒・避難基準の整備、避難態勢の確立を図るとともに、長雨や豪雨時には随時パトロールを行い、近隣の居住者に対してあらかじめ注意を喚起する。 (2) 東京都と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報を、避難情報を発令する際の判断に活用する。
斜面林の保全及び保安措置	急傾斜地の多くは火災延焼防止機能を持つ骨格的な緑地帯であり、緑地としての保全に努める。また、土砂災害を防ぐため立木伐採や土砂採取等の行為制限等を行うとともに必要に応じ保安措置を講ずる。
危険区域等の指定及び対策	必要に応じ東京都と協力し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等の指定による建築の制限・指導等を行う。 危険が予想される箇所については、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号））への指定及び崩壊防止工事を東京都が実施する。
宅地造成地対策	市域における宅地造成工事について、福生市宅地開発指導要綱に基づいて許可と完了検査を行い、災害の防止を図る。また、宅地災害の防止を図るため、パトロール等の巡視を行い、崖崩れ等のおそれのある宅地等の危険宅地を発見した場合は、擁壁の改善、宅地保全について宅地の所有者に勧告するなど、宅地の災害防止に努める。

※1 土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りが発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難態勢の整備が行われる。

※2 土砂災害特別警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる地域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

第3章 災害に備えたシステムづくり

第2編第1部第3章「災害に備えたシステムづくり」（P46）に準ずるものとする。

第2部 応急・復旧計画

第1章 タイムライン（防災行動計画）

台風の接近・上陸、低気圧の発達等に伴い、気象庁から様々な防災気象情報が発表され、さらに河川管理者のホームページから、河川の水位情報を入手することができる。

多摩川の洪水及び土砂災害については、これらの情報に基づき、事前に避難等の防災行動を行うことが重要である。

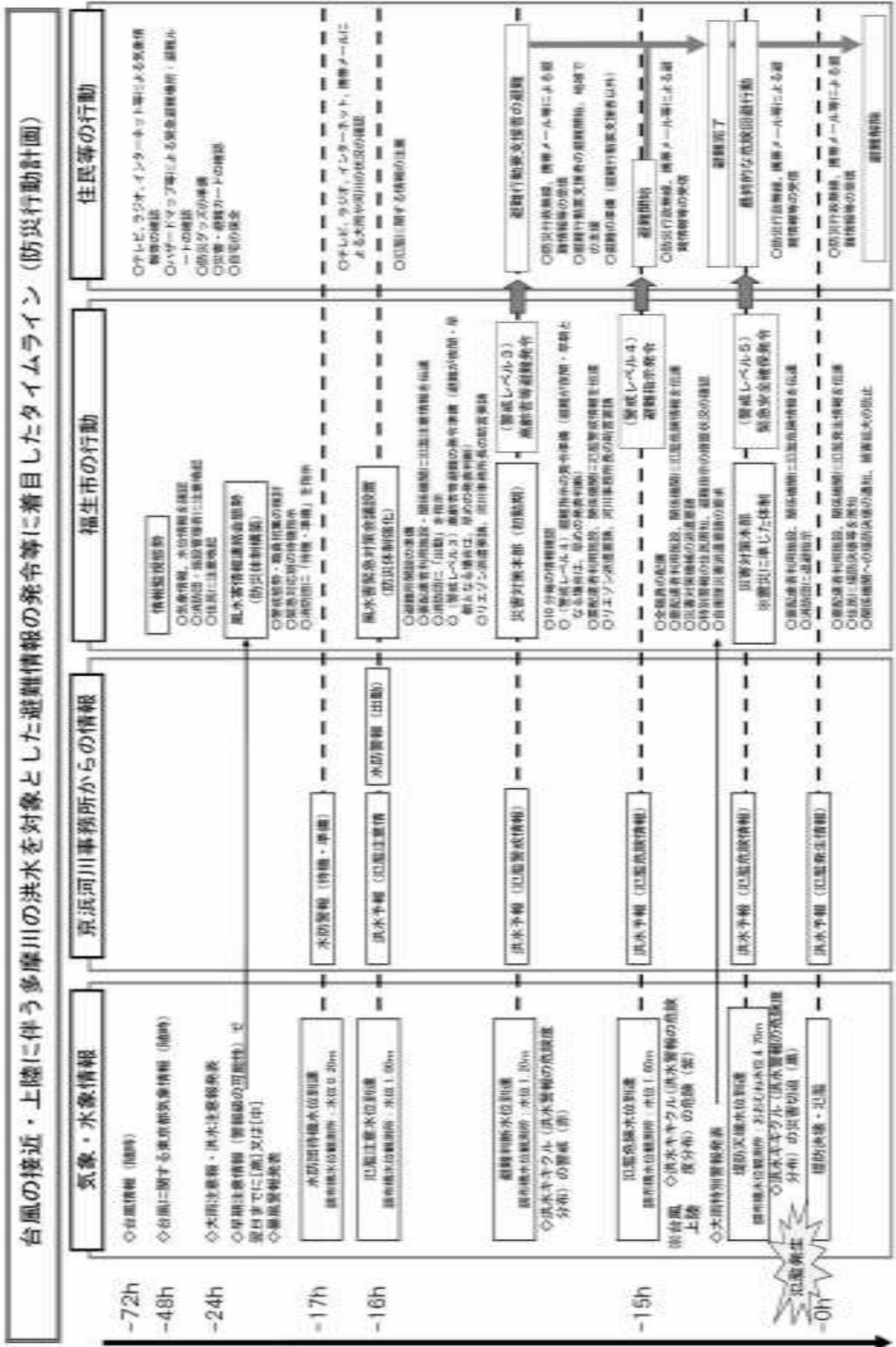
タイムラインとは、災害の発生する状況をあらかじめ想定し上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画である。

気象災害においては、福生市、住民等が連携してタイムライン（防災行動計画）に基づいて、行動することを基本とする。

なお、タイムラインは、洪水と土砂災害の2本立てで示しているが、両方とも大雨によって引き起こされるものであるため、同時に進行することに留意する。

第1節 洪水

台風の接近・上陸に伴う多摩川の洪水については、次のタイムライン（防災行動計画）に基づいて、行動することを基本とする。



第2節 土砂災害

台風の接近・上陸に伴う土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生については、次のタイムライン（防災行動計画）に基づいて、行動することを基本とする。



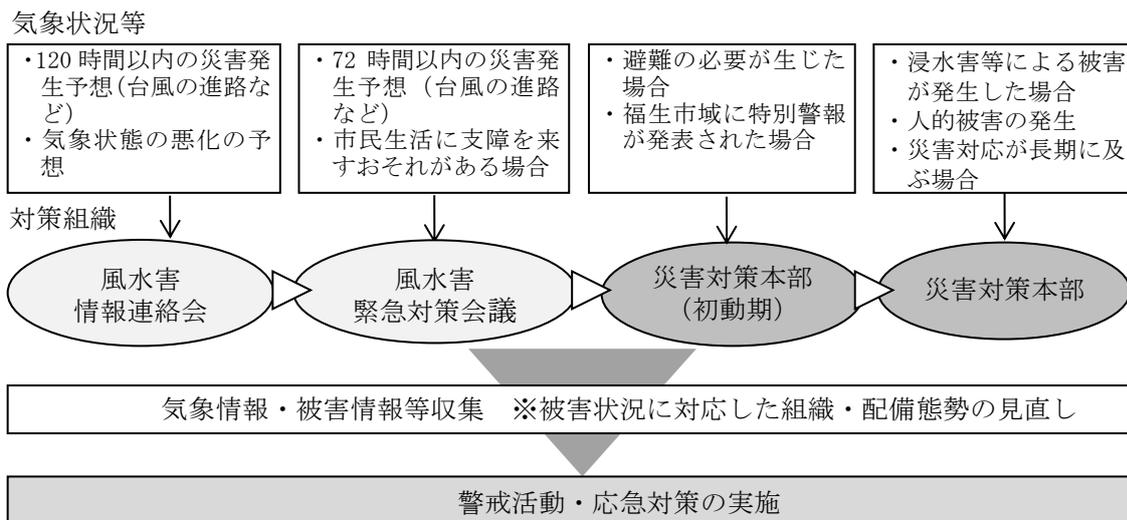
第2章 活動体制

風水害等の災害が発生するおそれがある場合、災害本部条例及び同施行規則、設置要綱、水防法及び東京都水防計画の定めにより、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。

第1節 活動組織

- 1 休日・夜間等に突発的に気象警報等が発表された場合には、情報監視態勢を取る。
- 2 気象状態の悪化により被害が予想されるときは、風水害情報連絡会を開催する。
- 3 台風の接近、大雨等気象状況の変化が予測できる場合には、招集のための連絡態勢を敷く。
- 4 突発的な気象災害については、状況に応じて招集をかける。
- 5 風水害緊急対策会議が設置される。
- 6 人的被害の発生時や避難情報の発令が必要となる状況にあつては、風水害緊急対策会議の具申に基づき市長は災害対策本部を設置する。

【活動組織の流れ】



※風水害緊急対策会議設置時には市庁舎第1棟2階を活動拠点とする。

【市民・事業所の取るべき行動】

- 1 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。
- 2 福生市で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。
- 3 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持ち出し用品の準備をしておく。
- 4 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 5 あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難場所・避難経路の確認を行っておく。
- 6 風水害時のマイ・タイムライン(防災行動計画)を作成しておく。
- 7 浸水が心配される場合は、東京都や国がインターネットや携帯メールで配信する雨量、河川水位情報を確認する。必要に応じて、家財道具を2階などの安全な場所に移しておく。

- 8 福生市や自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 9 町会・自治会などが行う、地域の相互協力態勢の構築に協力する。
- 10 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- 11 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の所有者、管理者等は、利用者の避難の確保や浸水の防止を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

第2節 活動体制の確立

台風等気象災害については、気象観測の進歩や情報連絡態勢の整備充実により、災害に対し事前に対策を立て、準備することが可能な場合が多い。そのため、気象災害については事前に風水害緊急対策会議の内部機関として風水害情報連絡会や主な緊急対応班を定め、状況に応じた迅速な対応が取れる組織体制とする。

1 災害対策組織の設置基準

次の場合には、設置要綱又は災害本部条例に基づく災害対策組織を設置する。

(1) 風水害情報連絡会の開催	風水害情報連絡会は、予想される気象災害について風水害緊急対策会議の内部機関として、次の場合開催する。 ア 気象状態の悪化により被害が予想されるとき（台風の進路に当たった場合など、おおむね 120 時間以内の風水害の影響の予想） イ 福生市に大雨警報・洪水警報など気象警報が発表された場合 ウ 職員の招集の検討が必要な場合
(2) 風水害緊急対策会議の設置	次の場合には、福生市災害等緊急対策会議設置要綱に基づき、風水害緊急対策会議を設置する。 ア 風水害による影響がおおむね 72 時間以内に発生することが予想される場合 イ 風水害情報連絡会から風水害緊急対策会議の設置について具申があった場合 ウ 多摩川に氾濫注意情報が発表された場合
(3) 災害対策本部（初動期）の設置	ア 多摩川に氾濫警戒情報が発表されるなど、人的被害や高齢者等避難、避難指示が必要となった場合 イ 福生市に大雨特別警報が発表された場合
(4) 災害対策本部への移行	ア 福生市内で浸水害等による被害が発生した場合 イ 福生市内で人的被害が発生した場合 ウ 災害対応が長期に及ぶ場合

2 災害対策本部への移行

風水害等による人的被害が発生している場合、高齢者等避難、避難指示の必要がある場合又は緊急対策会議の体制では対応できないと判断される場合には、速やかに市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害対応職員マニュアルの組織体制により必要な活動を開始する。

3 非常配備態勢の要員、実施事項等

警戒の状況、被害の状況等に応じ、副市長（緊急対策会議長）、市長（災害対策本部長）は各配備態勢の指令（変更を含む。）を発令する。

非常配備態勢	会議・配備要員	災害対策組織名	主な実施事項
情報監視態勢	総務部長 防災危機管理課長 防災危機管理係長	—	気象状況の把握
風水害 情報連絡会態勢	情報連絡会： 総務部長 生活環境部長 都市建設部長 防災危機管理課長 環境政策課長 まちづくり計画課長 道路下水道課長	風水害 情報連絡会	検討課題 (1) 警戒態勢の検討 (2) 職員の招集の検討 上記を検討し、緊急対策会議長へ具申する。
風水害 緊急対策会議 態勢	緊急対策会議部： 副市長、教育長 各部長担当職 企画財政部主幹（公共施設 担当） 秘書広報課長 防災危機管理課長 環境政策課長 まちづくり計画課長 道路下水道課長 消防団長 緊急対応班： 防災危機管理係職員 緑と公園係職員 都市建設部職員	風水害 緊急対策会議	会議部の協議事項 (1) 災害防止対策の検討 (2) 広報活動の検討 (3) 災害対策本部への移行 (4) 非常配備態勢の決定 (5) 小・中学校、保育園及び市施設等の対応 (6) 市主催事業の対応 緊急対応班の業務 警戒活動・災害対応活動
災害対策本部 (初動期) 態勢	全職員の出動	災害対策本部 (初動期)	災害応急対策の実施
災害対策本部態勢	全職員の出動	災害対策本部	

4 情報連絡網の確立

風水害等による影響がおおむね 24 時間以内に発生することが予想される場合には、緊急対策会議設置前であっても関係職員に対し、情報連絡網を確立する。

- (1) 情報連絡網の設定は、防災危機管理課長の具申により総務部長が決定する（決定後速やかに総務部長は副市長に、防災危機管理課長は各部長に連絡する。）。
- (2) 情報連絡網対象要員は、各部課長、都市建設部職員、緑と公園係職員、消防団長及び防災危機管理課職員とする。
- (3) 情報連絡網対象要員は、招集の連絡に備え、参集できる態勢を取っておく。

5 風水害時の警戒活動

各課にあつては必要に応じて警戒活動を実施し、その状況は防災係に連絡する。

6 災害対策要員の安全確保

災害対策要員の安全確保のため、警戒レベル4段階の夜間及び警戒レベル5の状況下において、職員の参集、配備等の移動は行わないものとする。

第3節 各災害対応組織の活動

1 情報監視態勢

夜間及び休日に福生市に気象警報が発表され、又はその状況になることが予想される場合には、総務部長は防災危機管理課長に連絡するとともに、防災危機管理係長に緊急参集を連絡する。

2 風水害情報連絡会

風水害情報連絡会は、警戒態勢、職員の招集を検討し、緊急対策会議長へ具申する。

【風水害情報連絡会の組織】

組織		対応
風水害 情報連絡会	総務部長 生活環境部長 都市建設部長	(1) 緊急対策会議設置の具申 (2) 職員参集の決定
	防災危機管理課長 環境政策課長 まちづくり計画課長 道路下水道課長	(1) 気象情報等の収集 (2) 状況の分析
	防災危機管理係職員 緑と公園係職員 都市建設部職員	(1) 気象情報等の収集 (2) 状況の分析

3 風水害緊急対策会議

(1) 組織

風水害緊急対策会議の組織は、次のとおりである。

【風水害緊急対策会議の組織】

組織		対応
風水害緊急対策会議	議長 副 副市長 教育長	緊急対策会議の設置、統括
	会議部 各部長相当職 企画財政部主幹（公共施設担当） 秘書広報課長 防災危機管理課長 環境政策課長 まちづくり計画課長 道路下水道課長 消防団長	(1) 参集命令に備え、連絡態勢を確認する。 (2) 水防対応の指示
	緊急対応班 防災危機管理係職員	(1) 風水害等の情報収集に努める。 (2) 職員に対しても各部課長を通じ周知する。 (3) 出動職員の把握及びその対応
	緑と公園係職員 都市建設部職員	(1) 道路、公園等の警戒及び安全確保 (2) 水防活動
消防団		(1) 河川の警戒 (2) 水防活動 (3) 住民の避難誘導、救出・救助

その他の課	<p>(1) 風水害等に関して、各部課で収集した情報は速やかに防災危機管理課に伝達する。</p> <p>(2) 事態の拡大によっては、緊急対応班の追加指定や災害対策本部の設置があるため、防災・気象情報に留意し即座に対処できる態勢を取る。</p>
-------	--

(2) 風水害緊急対策会議の活動

情報収集活動	<p>(1) 防災危機管理課は、国土交通省京浜河川事務所、東京都総合防災部、東京都建設局西多摩建設事務所、気象庁、白丸ダム、小河内ダムからの河川情報、雨量情報、放流情報等を収集する。</p> <p>(2) 警察署、消防署、JR及びライフライン関係機関からの情報収集に努める。</p> <p>(3) 風水害に関する各課の状況、所管施設の対応等は防災危機管理課に集約する。</p> <p>(4) 緑と公園係及び都市建設部職員は、道路・公園等の冠水状況等市内の警戒を実施し、情報収集に当たる。</p>
水防対応	<p>(1) 緊急対応班は、冠水及び浸水に備え、水防資材の準備をする。</p> <p>(2) 運搬用車両の確保</p> <p>(3) 水害等被害防止に努める。</p>
住民対応	<p>(1) 住宅に床下・床上浸水あるいは土砂災害のおそれがあり、避難情報を公表した場合、自主避難に備えて避難施設を開設する。</p> <p>(2) 避難所が開設されたことを防災行政無線及び広報車により地域住民に知らせる措置を取る（避難指示ではない。）。</p> <p>(3) 避難所は、防災計画記載の避難所を参考に決定する。</p>
ライフライン関係機関との連絡	ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に緊密な情報連絡を取り、市民生活の早期の復興に努める。
消防団活動	<p>(1) 消防団長からの指示により風水害警戒活動及び水防活動に当たる。</p> <p>(2) 避難誘導、住民の救出・救護に当たる。</p>

4 災害対策本部（初動期）の体制

風水害時の災害対策本部（初動期）の体制及び各部・各班の事務分掌は、次のとおりである。

なお、本項目に記載事項以外については、第2編第2部第2章第2節「災害対策本部の活動体制」（P67）に準じるものとする。

指揮	災害対策本部長室	災害対応部	班	担当課
本部長 (市長)	本部長 副本部長 本部員（各部長、 防災危機管理課 長、消防団長）	調整部 ◎議会事務局長	調整班	議会事務局
		秘書広報部 ◎企画財政部長	秘書広報班	秘書広報課
		情報部 ◎企画財政部長	情報班	情報政策課
		防災部 ◎総務部長	防災班	総務課、防災危機管理課及び 防災危機管理係経験職員（直 近10年以内に配属経験の ある係長職以下の職員）、契約管 財課
副本部長 (副市長)		職員部 ◎総務部長	職員班	職員課

(教育長)	水防対応部 ◎都市建設部長 企画財政部参事 生活環境部長	水防対応班	公共施設マネジメント課、環境政策課(緑と公園係)、都市建設部各課
	避難誘導部 ◎福祉保健部長 子ども家庭部参事	避難誘導班	社会福祉課、障害福祉課、介護福祉課、健康課、こども家庭センター課
	避難所部 ◎教育部長 子ども家庭部長 会計管理者 教育部参事	避難所統括班	教育総務課、教育指導課
		避難所対応班	企画調整課、財政課、総合窓口課、課税課、収納課、保険年金課、子ども政策課、子ども育成課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、会計課、学務課、教育支援課、小・中学校、生涯学習推進課、スポーツ推進課、公民館、図書館
	物資部 ◎生活環境部長	物資班	シティセールス推進課、環境政策課(環境政策係)、協働推進課
消防部 ◎消防団長	消防班	消防団	

5 各部・各班の職務・分掌事務

災害対応部	本部員 (◎部長)	割当部署	所掌事務
調整部	◎議会事務局長	議会事務局	1 本部長室及び本部の庶務に関すること。 2 市議会に関すること。
秘書広報部	◎企画財政部長	秘書広報課	災害広報に関すること。
情報部	◎企画財政部長	情報政策課	情報システムに関すること。
防災部	◎総務部長	総務課、防災危機管理課及び防災危機管理係経験職員(直近10年以内に配属経験のある係長職以下の職員)、契約管財課	1 避難情報の発令に関すること。 2 情報の収集、集約に関すること。 3 災害記録に関すること。 4 災害コールセンターに関すること。 5 庁舎の維持管理に関すること。 6 災害対策車両及び燃料の確保に関すること。 7 国及び東京都、その他防災関係機関への報告、連絡及び調整に関すること。
職員部	◎総務部長	職員課	1 職員の配置に関すること。 2 職員の活動支援に関すること。
水防対応部	◎都市建設部長 企画財政部参事 生活環境部長	公共施設マネジメント課、環境政策課(緑と公園係)、都市建設部各課	1 公共施設、道路、橋りょう、下水道施設及び公園の被害防止に関すること。 2 危険箇所の警戒に関すること。 3 水防活動に関すること。 4 樋管等の操作に関すること。
避難誘導部	◎福祉保健部長 子ども家庭部参事	社会福祉課、障害福祉課、介護福祉課、健康課、こども家庭センター課	1 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 2 要配慮者の支援に関すること。 3 福祉避難所に関すること。 4 医療救護及び助産に関すること。

			5 避難者の健康に関すること。
避難所部	◎教育部長 市民部長 子ども家庭部長 会計管理者 教育部参事	企画調整課、財政課、総合窓口課、課税課、収納課、保険年金課、子ども政策課、子ども育成課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、会計課、学務課、教育支援課、小・中学校、生涯学習推進課、スポーツ推進課、公民館、図書館	1 避難所の統括に関すること。(避難所統括班) 2 自主避難者の誘導に関すること。(避難所対応班) 3 避難所の開設及び運営に関すること。(避難所対応班) 4 避難者の把握に関すること。(避難所対応班)
物資部	◎生活環境部長	シティセールス推進課、環境政策課(環境政策係)、ごみ減量対策課、協働推進課、	1 食料及び生活必需品の確保及び供給に関すること。 2 ごみ及びし尿の収集処理に関すること。
消防部	◎消防団長	消防団	1 危険箇所の警戒に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 住民の避難支援に関すること。

第3章 気象予警報等の収集・伝達

第1節 予警報等伝達態勢の確立

福生市は、予警報伝達態勢を確立し、関係者に対し迅速に伝達されるよう努める。また、東京都災害情報システム等により注意報、警報等が表示された場合、確認作業を行い、気象観測情報を収集する。発表を知ったときは、直ちに管内公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等に通報するとともに、警察、消防等の協力を得て、市民に周知する。

第2節 気象情報等の発表及び伝達

1 気象等予警報等の発表

気象庁は、次の情報を発表する。福生市が属する府県予報区は「東京都」、一次細分区域名は「東京地方」、市町村等をまとめた地域は「多摩西部」である。

(1) 気象注意報・警報

注意報・警報等の種類は、次のとおりである。そのうち、特別警報は、数十年に1度の現象が予想される場合に発表される。

【気象注意報・警報の種類】

注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、濃霧、乾燥、低温、霜、着氷・着雪
警報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪
特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪

(2) 気象情報

注意報・警報・特別警報の発表に先立って注意を喚起する場合や注意報・警報・特別警報が発表された場合において、その後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(3) 記録的短時間大雨情報

数年に1度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象情報の一種として発表する。

(4) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報である。

(5) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

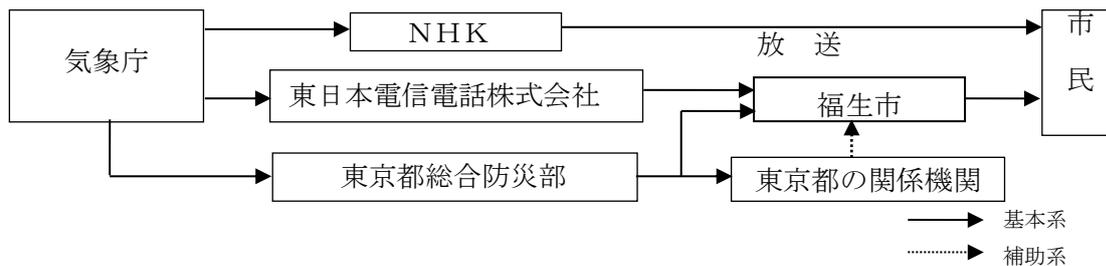
注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。概要は次のとおりである。

種類	内容
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

2 情報の伝達

福生市は、気象情報等を受取したときは、各部、防災関係機関に通知するとともに、防災行政無線等により住民等に周知する。

【気象注意報・警報伝達系統】



第3節 リアルタイム情報の把握

福生市は、気象予警報のほか、気象庁等の各機関が提供する短期間予報、リアルタイム情報を入手し、警戒活動に活用する。

	提供機関	情報名・システム名	内 容
予報	気象庁	レーダー・降水ナウキャスト	60分先までの5分間ごとの雨量の予測（1 km 四方）
		高解像度降水ナウキャスト	250m 解像度で降水の短時間予報を提供
		解析雨量・降水短時間予報	6時間後までの降雨量
リアルタイム情報	国土交通省	京浜河川事務所災害情報 川の防災情報、防災情報提供 センター、マルチコール河川 情報配信サービス	水防警報（調布橋）の発表状況
			水位観測所（調布橋）のリアルタイム水位情報（10分間隔、24時間分）、ライブカメラ映像
			雨量観測所（多摩上）のリアルタイム雨量情報（10分間隔、24時間分）
			リアルタイムレーダー雨量
東京都	東京都水防災総合情報システム（東京都建設局河川部）	都内の水位観測所のリアルタイム水位情報（東京都が観測するリアルタイム水位）	
		都内の雨量観測所のリアルタイム雨量情報（東京都が観測するリアルタイム降水量）	
	東京アメッシュ（東京都下水道局）		リアルタイムレーダー雨量

※その他：東京都建設局西多摩建設事務所の福生雨量観測所（テレメータ）

第4節 異常現象発見の際の手続

災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、次の方法により措置する。

発見者の通報	災害が発生するおそれのある異常現象又は災害の発生を発見した者は、直ちに市役所、警察署、消防機関に通報する。
関係各機関への通報	福生市は、次の機関に通報するとともに、市民に周知を図る。 1 気象庁 2 福生警察署 3 福生消防署 4 東京都の関係機関 5 災害に関係ある近隣市町
異常現象の例	1 竜巻、強いひょう、強い突風等著しく異常な気象現象 2 崖崩れ等 3 その他堤防等に水漏れ等がある場合 など

第5節 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがあるときの情報

気象庁は、必要に応じて、次のような情報を提供する。

予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結び付く気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼び掛ける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼び掛ける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻等の激しい突風の発生するおそれがあるときに、東京地方又は伊豆諸島に対して竜巻注意情報を発表する。雷注意報が発表されている状況下において発表する情報で、有効期間は、発表から1時間である。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時10分ごとに発表する。

福生市は、災害時の活動体制を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生や竜巻等突風災害に係る対応について、防災行政無線等により周知を行う。

第4章 水防活動

活動項目	活動を担う組織
第1節 水防態勢の確立	福生消防署、福生市、福生市消防団
第2節 水防情報の受信・伝達	福生市、福生市消防団
第3節 水防警報	福生市
第4節 ダム等放水情報	福生市
第5節 河川出水・浸水被害等の拡大防止	多摩上流出張所、東京都建設局西多摩建設事務所、福生市消防団
第6節 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）	多摩上流出張所、東京都建設局西多摩建設事務所、福生市消防団
第7節 決壊時の措置	福生警察署、福生消防署、福生市、福生市消防団

第1節 水防態勢の確立

福生市は、堤防・護岸施設等に係る被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るため、消防署、消防団等と協力し水防組織を確立する。

1 福生市の態勢及び活動

福生市は水防管理団体として、出水期前に河川等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。また、気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢を取るとともに、おおむね次の水防活動を行う。

監視巡回	気象状況及び水位に応じて河川管理者（京浜河川事務所多摩川上流出張所）、東京都建設局西多摩建設事務所、消防機関と緊密な連絡の下に河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。（多摩川重要水防箇所：資料-20〈P286〉参照）
資器材調達	水防作業に必要な資器材の調達を行う。
消防機関への出動要請	次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請する。この場合は直ちに東京都建設局（水防本部）に報告する。 （1） 水防警報により、出動又は指示の警告があったとき。 （2） 水位が氾濫注意水位に達し、危険のおそれがあるとき。 （3） その他水防上必要と認めたとき。
関係機関に通知	堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
避難情報の発令	洪水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立退き、又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長に、その旨を通知する。
出動要請等	水防のため緊急の必要があるときは以下の出動要請・応援要請を実施する。 （1） 現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求める。 （2） 他の水防管理者に対し、応援を求める。 （3） 知事に対し自衛隊の派遣を要請する。
樋管等の監視及び運用管理	市内3か所の樋管の状況を確認する。樋管の開閉等の操作の際には、周辺自治体へ操作状況の情報提供を行う。

2 消防機関の態勢及び活動

福生消防署及び消防団は、水防管理者（市長）から出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに所定の非常配備態勢を発令し、水防作業を行う。非常配備態勢の発令の際には、水防資器材の準備を行い、また、被害の発生が予想される場合は消防職員や消防団員を非常招集し、直ちに警戒態勢に入り、被害の軽減に努める。

第2節 水防情報の受信・伝達

福生市は、気象庁の防災情報提供システムにより気象予警報を受信・伝達するほか、東京都災害情報システム等で得られた雨量・河川水位等の観測値を監視するとともに、関係機関へ伝達する。

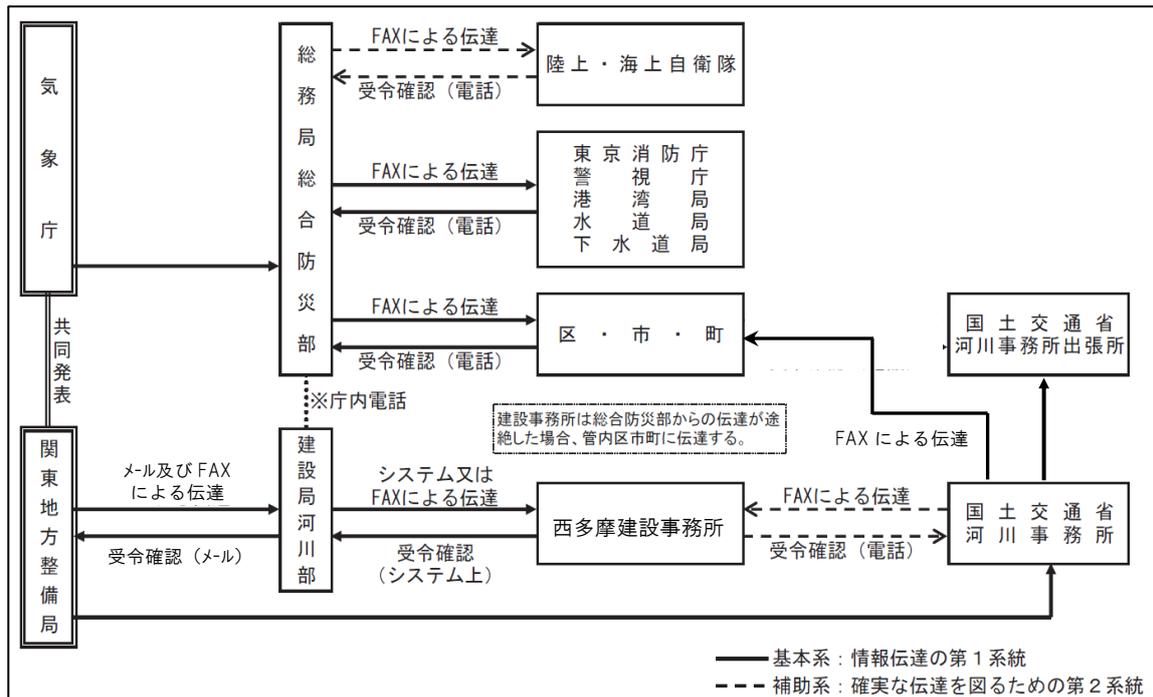
気象情報	<p>気象庁が発表する水防活動に用いる気象等の注意報、警報は、大雨注意報、洪水注意報、大雨警報、洪水警報、大雨特別警報である。</p> <p>また、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）により、洪水災害発生の危険度を把握する。</p> <p>気象情報の入手方法</p> <p>(1) 東京都災害情報システム(D I S) 東京都建設局河川水位情報、国土交通省解析雨量、アメダス実況による各種情報収集が可能</p> <p>(2) 防災情報提供システム 気象庁が、発表する各種防災気象情報を防災機関に提供するシステムで、きめ細かい情報の入手が可能であり、市が避難指示等の判断の参考に利用可能</p>
洪水予報	<p>国土交通大臣と気象庁長官とが共同で発表</p> <p>(1) 多摩川氾濫注意情報 (多摩川の基準地点：調布橋、石原、田園調布〈上〉) 基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。</p> <p>(2) 多摩川氾濫警戒情報 基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。</p> <p>(3) 多摩川氾濫危険情報 基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、あるいは急激な水位の上昇による氾濫のおそれがあるとき。</p> <p>(4) 多摩川氾濫発生情報 洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき。</p>

【発表基準水位】 多摩川洪水予報 基準地点（調布橋）

水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m

※水位標名：調布橋、所在地：青梅市上長淵、管理：京浜河川事務所

【洪水予報伝達系統】



・洪水予報は、気象庁から報道機関、市を通じて地域住民に伝達。

第3節 水防警報

水防警報は、国土交通大臣又は知事が水防管理団体（市）の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えるために発表される。多摩川（青梅市より下流）については国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所が水防警報を発表する。福生市及び東京都は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努める。

福生市は、水防警報を受理した場合、消防団に対応を指示するほか、関係機関に通知する。

【水防警報の種類、内容と発表基準】

種類	内容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位に達し氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂そ	氾濫警戒情報が発表されたり、既に氾濫注意水位を越えて災害の起こる

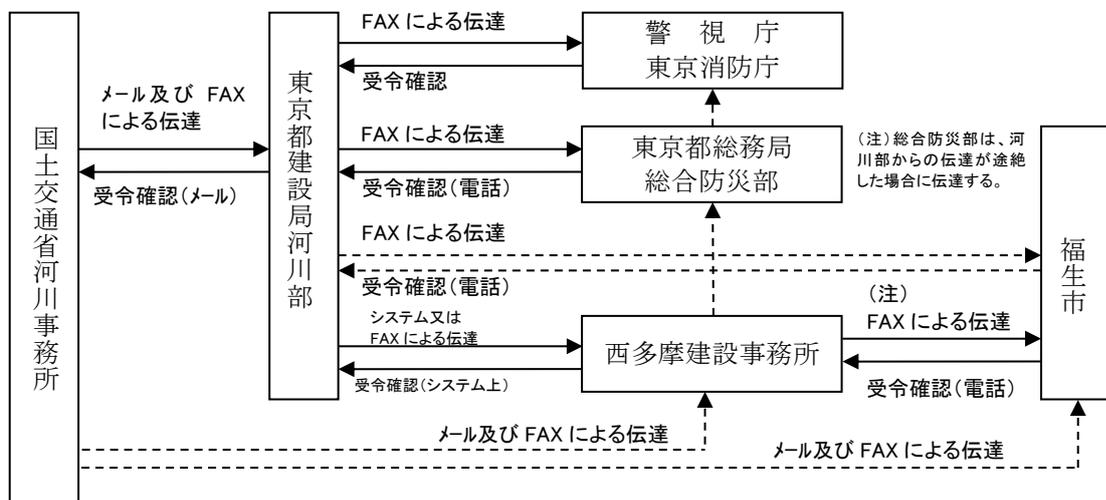
	の他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	おそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位以下に下がったとき。 氾濫注意水位以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

【水防警報の発表基準水位】

待機	出動	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
水防団待機水位	氾濫注意水位			
0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m

※水位標名：調布橋、所在地 青梅市上長淵、管理：京浜河川事務所

【水防警報伝達系統】



(注)建設事務所は、河川部と国土交通省出張所のどちらか早く受信した情報を、市へ伝達する。

——— 基本系:情報伝達の第1系統
 - - - - - 補助系:確実な伝達を図るための重複系統

第4節 ダム等放水情報

福生市は、ダム余水吐（よすいはき）の放流通報等の情報を把握し、必要に応じ警戒等の水防活動を強化する。

【ダム等の情報】

通報種類	所在地	連絡系統	管 理
小河内ダム放流通報	奥多摩町原5	西多摩建設事務所経由	東京都水道局小河内貯水池管理事務所
白丸ダム放流通報	奥多摩町棚沢	東京都建設局河川部経由	東京都交通局発電事務所
羽村投渡堰通報	羽村市	市へ直接通報	東京都水道局羽村取水所

第5節 河川出水・浸水被害等の拡大防止

消防団は、重要水防区域及び危険な箇所や二次災害につながるおそれのある堤防施設等の監

視、警戒を行い、浸水、氾濫危険の把握に努める。特に、集中豪雨等による急激な出水・増水に迅速に対処するとともに、避難情報に基づく的確な活動の実施に努める。

第6節 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

消防団は、京浜河川事務所多摩川上流出張所等と協力して、水防活動により被害の拡大防止を行う。

【被害の拡大防止措置】

河川施設の損壊等による 浸水防止	出水等による浸水被害が生じたり、又はそのおそれがある場合、被害の実態に応じて土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。
河川堤防の決壊等による 出水防止措置	堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講じる。
河川施設の早急復旧	そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある堤防施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。
その他の水防活動の実施	1 出動・監視・警戒及び水防作業 2 通信連絡及び輸送 3 避難のための立退き 4 水防報告と水防記録

【水防倉庫】

倉庫名	所在地	備蓄品	管理
ひふみ倉庫	福生市本町 25-4	土のう、シート、資機材等	福生市
わらつけ中央 災害備蓄庫	福生市福生 2301-7	シート、資機材等	福生市
福生水防倉庫	福生市北田園 2-7-3	土のう、シート、資機材、重油 流出事故オイルフェンス等	東京都建設局西多摩建設 事務所工事第二課

第7節 決壊時の措置

福生市は、堤防が決壊し氾濫した場合は、次の措置を取る。

【決壊の通報、立退きの指示】

決壊の通報及び決壊後の措置（水防法（昭和24年法律第193号）第25条、第26条関係）	堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、警察又は消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。 決壊後といえども、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
立退きの指示 （水防法第29条関係）	1 立退きの指示 洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者及びその命を受けた職員は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立退き又はその準備を指示する。 この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知する。 2 避難誘導等 立退き又はその準備を指示された区域の居住者については、警察は、水防管理者と協力して救出又は避難誘導する。 また、水防管理者は、警察署長及び消防署長と協議の上、あらかじめ立退き先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

第5章 土砂災害警戒情報

土砂災害防止法に基づき、東京都が平成24年3月29日に指定した福生市の危険箇所は、「土砂災害特別警戒区域」14か所及び「土砂災害警戒区域」17か所である。

活動項目	活動を担う組織
第1節 土砂災害防止法	
第2節 土砂災害警戒情報の発表と周知	東京都、福生警察署、福生消防署、福生市、福生市消防団

第1節 土砂災害防止法

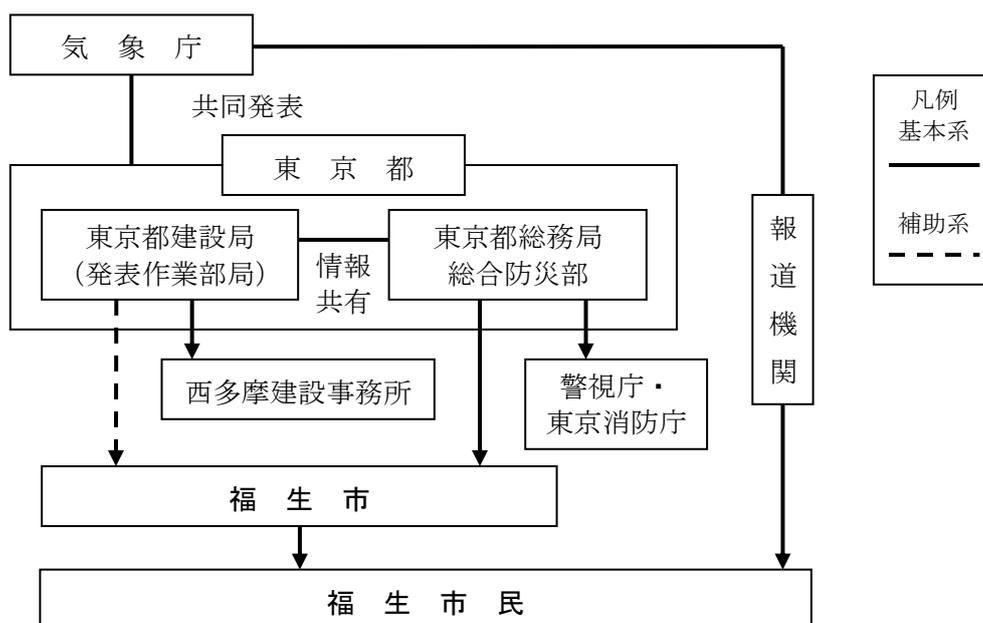
土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。

第2節 土砂災害警戒情報の発表と周知

土砂災害警戒情報とは、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、東京都と気象庁が共同して発表する情報である。市町村長が避難情報の発令などの災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的としている。

福生市は、当該情報が発表された場合は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の警戒を重点的に行うとともに、防災行政無線、市ホームページ、広報車、報道機関等を活用するとともに消防団や自主防災組織と連携し、市民に対して警戒等の呼び掛けを行い、自主避難を促す。また、市長が避難情報を発表する際の判断に活用する。

■土砂災害警戒情報伝達系統図



——▶ 基本系：情報伝達の第1系統

- - - -▶ 補助系：確実な伝達を図るための重複系統

第6章 情報収集及び連絡態勢の確立

災害発生時にあつては、第2編第2部第3章第1節「情報連絡態勢の確立」(P72)を準用するほか、次の態勢により被害状況等の報告を行う。

1 情報連絡態勢

福生市は、次のとおり情報連絡態勢を確立する。

- (1) 東京都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。
- (2) 災害の状況により都本部に連絡ができない場合は、災害対策基本法に基づき都庁第二本庁舎1階ホールに設置される政府の緊急災害現地本部又は国（総務省消防庁）に対して直接連絡する。
- (3) 防災行政無線又はその他の手段により、市内にある関係機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。
- (4) 情報の収集、伝達に関する直接の責任者として通信連絡責任者及び通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。
- (5) 夜間、休日を含め、常時、東京都と通信連絡を開始できるよう、必要な人員を配置する。
- (6) 通信連絡の方法は、原則として東京都防災行政無線の電話、ファクシミリ、システム端末及び画像端末を使用して行うほか、携帯電話等の通信手段の活用も図る。

2 被害状況等の報告

福生市は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況について、次により東京都へ報告する。

(1) 報告すべき事項

災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況（被害の程度は認定基準に基づき認定）、災害に対して既に行った措置及び今後取ろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項

(2) 報告の方法

原則として、システム端末の入力による（ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、ファクシミリ等により報告する。）。

(3) 報告の種類・期限等

報告の種類等は、次のとおりとする。

【災害報告の種類】

報告の種類	入力期限	入力画面	
発災通知	即時	発災情報	
被害措置概況速報	即時及び東京都が通知する期限内	災害総括、被害状況、措置情報	
要請通知	即時	要請情報	
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報
災害年報	4月20日	災害総括	

(4) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第2編第2部第21章「災害救助法の適用」(P166)を準用する。

第7章 応急避難

活動項目	活動を担う組織
第1節 避難の基本	
第2節 避難情報	防災班、情報班、秘書広報班、要配慮者対策班、消防班
第3節 要配慮者対策	要配慮者対策班
第4節 避難所の開設・管理運営	避難所統括班、避難所対応班、防災班

第1節 避難の基本

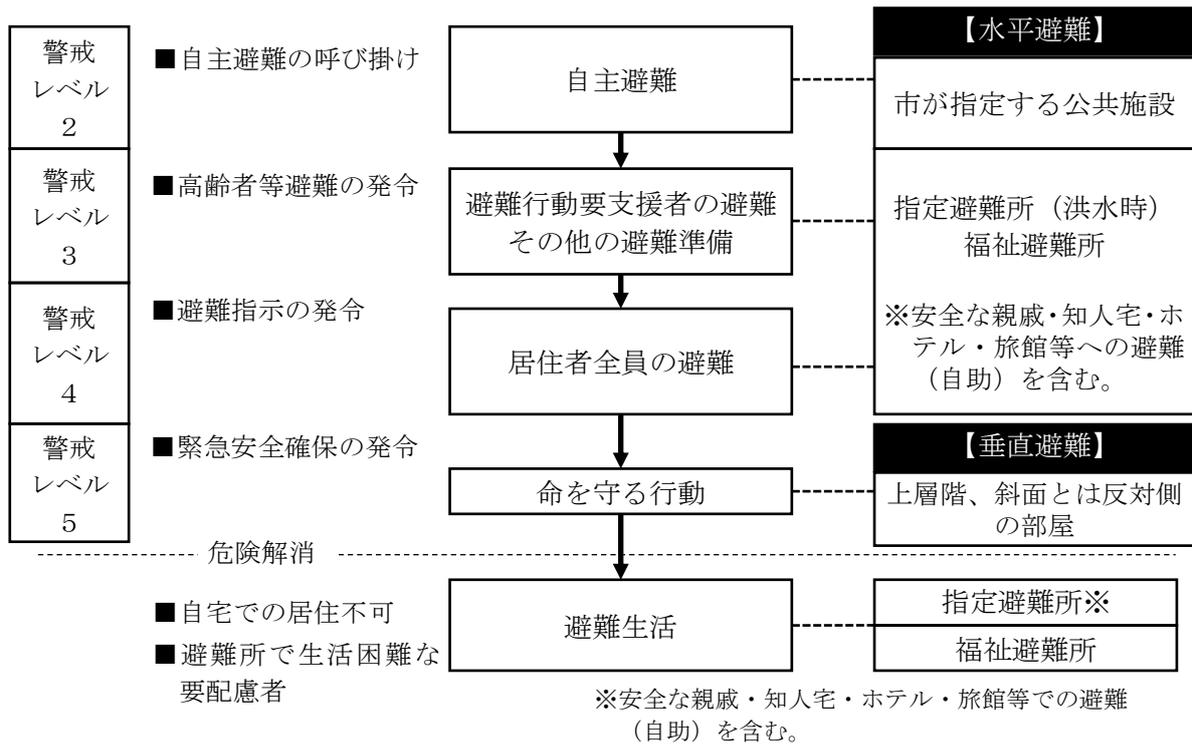
1 風水害時の避難行動

風水害時は、警戒レベル及び福生市の避難情報に応じ、次の避難行動を行うことを基本とする。

- (1) 台風の接近等により大雨、強風等が想定される場合（おおむね警戒レベル2・3）は、福生市の自主避難の呼び掛け又は高齢者等避難の発令により、公共施設又は指定避難所等に避難する。
- (2) 浸水、土砂災害等の危険がある場合（おおむね警戒レベル4）は、避難指示の発令により、危険区域の全ての住民は指定避難所等に避難する。
- (3) 避難は、自主防災組織等を中心に、地域住民で避難誘導、避難支援を行う。
- (4) 危険が切迫した場合（おおむね警戒レベル5）は、緊急安全確保の発令又は各自の判断により、直ちに堅牢な建物の上層階・斜面とは反対側の部屋等へ移動する。
- (5) 福生市は、風雨が収まり、浸水、土砂災害等の危険性が解消された場合は、避難解除による帰宅する。
- (6) 自宅での居住が困難な場合は、市指定の避難所又は各自が確保した避難先で生活する。

2 避難先

- (1) 自主避難の段階は、公共施設を自主避難所として開設する。
- (2) 高齢者等避難及び避難指示を発令した段階は、洪水時の浸水想定区域外の指定避難所（市内12か所）から選定し、開設する。
- (3) 自宅で居住が不可能な場合は、福生市の指定避難所に収容する。福生市が開設する避難所のほか、被災者自らが親戚・知人宅、ホテル・旅館等を確保し生活する。



第2節 避難情報

1 避難情報

本部長は、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。

防災班は、避難指示を発令する場合、警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて指示するとともに、速やかに東京都本部に報告する（解除の場合も同様とする）。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保措置を指示する。

なお、避難指示に先立ち、市民等の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため高齢者等避難を伝達する。

【避難情報の種類】

種類	内容
高齢者等避難 (警戒レベル3)	避難指示に先立ち、住民の避難準備及び避難行動要支援者等の避難を促すために、高齢者等避難を発令する。
避難指示 (警戒レベル4)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅、近隣の頑丈な建物にて緊急的に安全を確保するよう促す。

【河川洪水に係る避難情報を発令する基準】

避難情報の種類	発令時の基準	市民に呼びかける行動
(警戒レベル3) 高齢者等避難	(1) 多摩川調布橋の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、水位予測において引き続き水位上昇が見込まれている場合 (2) 多摩川調布橋の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、福生市が監視する量水標（五日市線架橋等）において、さらに水位の上昇が予想される場合（又は堤防天端から1m程度下まで水位が上昇したとき） (3) 多摩川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 (4) 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 (5) 高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持出品の準備 ・避難場所の確認 ・家族との連絡方法の確認 ・家財を高いところに移動 ・地下室等の浸水防止策 ・テレビ、ラジオ等の気象情報の確認 ・避難行動要支援者の支援
(警戒レベル4) 避難指示	(1) 多摩川調布橋の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合 (2) 多摩川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 (3) 異常な漏水・侵食等が発見された場合 (4) 小河内ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 (5) 避難指示の発令が必要となるような強い雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） (6) 避難指示の発令が必要となるような強い雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス等の安全措置 ・避難行動
(警戒レベル5) 緊急安全確保	(1) 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (2) 多摩川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 (3) 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (4) 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに身の安全を確保

【土砂災害に係る避難情報を発令する基準】

避難情報の種類	発令時の基準	市民に呼びかける行動
(警戒レベル3) 高齢者等避難	(1) 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 (2) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合（夕刻時点で発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持出品の準備 ・避難場所の確認 ・家族との連絡方法の確認 ・テレビ、ラジオ等の気象情報の確認
(警戒レベル4) 避難指示	(1) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 (2) 土砂災害の危険度分布が「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 (3) 避難指示の発令が必要となるような強い雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） (4) 避難指示の発令が必要となるような強い雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス等の安全措置 ・避難行動（要避難範囲）

	始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) (5) がけ地の状況が危険を呈するとき(湧水の異状な増大、落石等の兆候)	
(警戒レベル5) 緊急安全確保	(1) 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 (2) 土砂災害の危険度分布が「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合 (3) 土砂災害の発生が確認された場合	・直ちに身の安全を確保

※調布橋水位観測所：東京都青梅市上長淵

※上記の状況にあっても、特に河川氾濫の危険がない場合は、最寄りの避難所への避難とする。

※上記の状況にあっても、河川氾濫の危険がある場合は、高台の避難所への避難とする。

※避難指示を発令した場合は、当該箇所に警戒区域を設定し、立入りを禁止する。

※市長は、高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、知事へ通報するとともに、関係機関へ通報する(解除する場合も同様)。

【発令権者】

災害対策基本法等の関係法令により、次のとおり避難指示等の実施責任者及び時期が定められている。

実施責任者	種別	要件	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるとき。	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
知事	災害全般	災害の発生により、福生市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は災害の状況により、特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員、水防管理者	洪水	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条

2 避難情報の伝達

秘書広報班は、避難情報を、次の手段で伝達する。

(1) 要避難区域の居住者等

- ア 防災行政無線
- イ ふっさ情報メール、福生市公式アプリ、SNS、エリアメール、市公式ホームページ
- ウ 報道機関(Lアラート入力による。)
- エ 広報車

(2) 要配慮者利用施設

電話、ファクシミリ等

(3) 公共施設

電話、ファクシミリ等(所管する部課を経由)

3 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事す

る者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じる。

(1) 警戒区域の設定権者

警戒区域の設定権者及び要件は、次のとおりである。

【警戒区域の設定権者及び要件】

実施責任者	種別	要件	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
警察官	災害全般	同上的場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	同上的場合において、市長等、警察官がその場にいないとき。	災害対策基本法第63条
水防団長、水防団員、又は消防機関に属するもの	洪水高潮	水防上緊急の必要がある場合	水防法第21条

(2) 規制の実施

防災班は、警戒区域の規制に当たって次の措置を取る。

<p>ア 警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。</p> <p>イ 警戒区域を設定した場合、消防署、関係部が連携し、警察署長に協力を得て警戒区域から退去又は立入禁止の措置を取る。また、市民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。</p>
--

4 避難誘導

避難誘導は、原則として、要配慮者対策班、避難所対応班及び消防班が、自主防災組織、民生委員等と協力して行うものとする。

第3節 要配慮者対策

高齢者等避難を発表する基準に達した場合、要避難地区・要避難範囲にある公共施設の閉館措置、要配慮者利用施設の避難準備への支援、避難行動要支援者への個別対策を実施する。

1 要配慮者利用施設対策

要配慮者対策班は、要配慮者利用施設には直接連絡を取り、洪水予報等や避難の情報を伝達し、施設管理者による事前避難や浸水防止措置を呼び掛ける。また、施設管理者の要請により、入所者の移送を支援する。

【要避難地区・要避難範囲にある要配慮者利用施設】

施設名称	所在地	区域内		
		浸水想定	土砂災害警戒	土砂災害特別警戒
福生第五小学校	南田園1-2-2	○	○	
福生第七小学校	北田園1-1-1	○	○	
福生第三中学校	南田園3-1-1	○	○	
杉ノ子第二保育園	南田園3-4-2	○		

わらべつくし保育園	南田園 1-4-12	○		
リトルベアインターナショナルスクール	南田園 2-16-12-101	○		
田園児童館	南田園 3-6-1	○		
わかたけクラブ	熊川199-1 わかたけ会館内	○		
田園クラブ	南田園 3-6-1 田園児童館内	○		
臨時第2田園クラブ	北田園 1-1-1 福生第七小学校内	○		
五小ふっさっ子の広場	南田園 1-2-2 福生第五小学校内	○	○	
七小ふっさっ子の広場	北田園 1-1-1 福生第七小学校内	○	○	
子ども応援館	北田園 2-5-7	○		
福祉センター	南田園 2-13-1	○		
ショートステイ・とまるーよ	南田園 3-14-6-2 F	○		
生活介護事業所はっぴい	南田園 2-13-1 福祉センター内	○		
生活介護事業所れんげ園	南田園 3-6-1	○	○	
グループホーム元気	北田園 1-8-6 ウィステリア福生	○		
あそぼーよ	南田園 3-5-21 森田ビルA号	○		
つなごーよ	南田園 3-18-15 ユタカビル1階	○		
サンシャインビラ	北田園 1-53-3	○		
福生ことぶき苑	北田園 1-56-1	○		
第2サンシャインビラ	福生3244-10	○		
ユーアイビラ	南田園 1-10-3	○		
あじさい北田園・あじさいリハビリテーション	北田園 1-5-9	○		
ツクイ福生デイサービスセンター	南田園 2-8-2	○		
デイサービスあさがお	南田園 1-6-14	○		
福生市高齢者住宅サービスセンター田園	南田園 2-13-1 福祉センター内	○		

2 避難行動要支援者対策

要配慮者対策班は、自主防災組織等の地域の協力により個別連絡・訪問を実施し、指定避難所又は福祉避難所への直接避難を支援する。

第4節 避難場所の開設・管理運営

1 避難場所の開設

避難所対応班は、防災班の指示により、高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、指定避難所を開設する。

また、避難情報を発令する前の段階で、市民から自主避難の要望がある場合は、公共施設を自主避難場所として開設する。

避難所統括班は、各避難所の避難者数等、状況を把握する。

2 物資等の供給

防災班は、市民に対し、避難所に避難する際には、自宅から食料、毛布等の生活必需品を持参するよう要請を周知する。

※第2編第2部第9章第3節「避難所の開設・管理運営」(P109)を準用する。

第8章 受援

※第2編第2部第4章(P80)を準用する。

第9章 警備・交通対策

※第2編第2部第5章(P85)を準用する。

第10章 緊急輸送対策

※第2編第2部第6章(P88)を準用する。

第11章 消防・危険物対策

※第2編第2部第7章(P92)を準用する。

第12章 医療救護対策

※第2編第2部第8章(P97)を準用する。

第13章 緊急物資の供給対策

※第2編第2部第11章(P119)を準用する。

第14章 環境・衛生対策

※第2編第2部第12章(P125)を準用する。

第15章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

※第2編第2部第13章(P132)を準用する。

第16章 ライフラインの応急復旧

※第2編第2部第14章(P136)を準用する。

第17章 公共施設等の応急・復旧対策

※第2編第2部第15章(P142)を準用する。

第18章 応急生活対策

※第2編第2部第16章(P147)を準用する。

第19章 要配慮者対策

※第2編第2部第17章(P157)を準用する。

第20章 応急教育・応急保育対策

※第2編第2部第18章(P159)を準用する。

第21章 ボランティアの受入対策

※第2編第2部第19章(P162)を準用する。

第22章 応急公用負担等

※第2編第2部第20章(P165)を準用する。

第23章 災害救助法の適用

※第2編第2部第21章(P166)を準用する。

第24章 激甚災害の指定

※第2編第2部第22章(P169)を準用する。

